

郵政民営化委員会（第53回）議事録

日時：平成21年2月3日（火） 10：00～12：10

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会会議室

○田中委員長 これより郵政民営化委員会第53回会合を開催いたします。本日は、委員総数5人の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めます。

議題1は、郵便事業株式会社の心身障害者用低料第三種郵便物の取扱いに係る措置についてであります。

本日は、総務省から情報流通行政局郵政行政部の菊池郵便課長にお越しいただいております。

それでは、ご報告をお願いいたします。

○菊池郵便課長 郵便課の菊池でございます。

昨年12月15日に「ねんきん特別便」の関係で、監督上の命令を発したばかりでございますけれども、12月26日に心身障害者用低料第三種につきましても不適正利用が分かりましたので、これにつきまして監督上の命令を発出いたしました。期間として11日しか経っていないんですけれども、低料第三種という非常に社会政策上重要な制度でございますので、こういうところでミスをしてはいけないということを再度認識してもらおうという観点から、重ねて監督上の命令を発出した次第でございます。

では、資料に基づきまして説明申し上げたいと思います。

まず、経緯でございます。

昨年の9月下旬から低料第三種につきましては、郵便事業会社の方で調査を開始しております。このきっかけでございますけれども、昨年の5月に衆議院の経済産業委員会で牧議員から、広告が非常に多いのではないかとというような質問を受けまして、郵便事業会社が調査を開始したという経緯でございます。

10月からは、朝日新聞等を始め不適正利用についての報道がなされております。

12月1日に報告徴求を総務省の方から行いましたけれども、この前段で9月からの調査の途中経過ということで、当方に報告がございました。それを受けまして、24日を締切りに報告徴求を行っております。24日に受け取りまして、26日に監督上の命令を発出したというような経

緯でございます。

調査概要は資料1の「2」のところに書いてございます。低料第三種の承認条件の一つとして有料発売物数が8割以上ということがあり、その他に、1回当たりの発行部数500部以上、あとは広告割合が5割以下というような条件を守ってくださいねという前提で承認をしているわけでございますけれども、このうちの有料発売物数8割以上をちゃんと遵守しているかどうかということを調査してございます。対象につきましては、承認刊行物全217件、これで全体でございます。

調査結果でございますが、「注」のところに書いてございますけれども、いわゆる大口と言われていた年間100万通以上発行している本について、その16件のうち全部が不適正利用だということが判明してございます。

それと、その他調査の途中でおかしいなということで、集中的に調査をしたものが5件ございまして、そのうちの1件が不適正利用、あと4件につきましては継続調査中でございます。残りの196件につきましても調査が継続しておりまして、2月の末で分かるというふう聞いてございます。報告徴求の方は、3月末に報告しなさいということになっておりますので、3月末の段階で全容が明らかになるかと思っております。

ちなみに、この大口と言われております16件でございますけれども、平成20年4月から20年10月末まで、発行部数が4,512万通。この期間で、いわゆる低料第三種と言われていた発行部数が6,588万通でございますので、全体の7割弱を占めているという非常に遺憾な結果になってございます。

今回の発生原因でございますけれども、2つに分けて説明申し上げたいと思っております。

まず1つ目は、制度の不備ということでございます。この低料第三種につきましては、毎年1回定期調査というものを実施しております。ただ、定期調査は号外と増刊号は対象から外れているということでございまして、今回のいわゆる不適正利用は、この号外と増刊号を狙って行われているということで、ここが制度の不備と思われまして。

2つ目が若干根深い話でございますけれども、差出部数に大きく変動があった場合、この場合には支店から支社の方に報告して、支社が機能的に特別調査というものを用意してございまして、それを実施するという仕組みになってございます。ただ、ここが実際にはほとんど行われていないということが判明しておりまして、ここも今回改めて改善をしなければならないところだと思っております。

3点目、付随する話でございますけれども、特別調査実施の定量基準が明確でない。ただ

単に不審があった場合には特別調査を行うというようなことになっておりましたので、現場レベルでは、どの段階で特別調査に移っていいのかということの判断ができなかったというような制度不備でございます。

あとは、調査事項の不徹底ということで、有料発売物数の承認条件確認の資料が明確でない。どんな資料を出してくるのかということが、全然約款上でもうたわれていない。マニュアル上でも定められていないということで、特別調査がなかなかできなかったというような状態になってございます。

命令の内容は、本体は3枚目に付けてございますけれども、概要につきましては、まず先ほど申しあげました制度上の不足している分がある場合には、速やかに郵便約款の変更、業務マニュアルの見直しを行うと。

2点目、こちら重要だと思っておりますけれども、社員に対する当該制度及び適正運用の重要性に係る教育の徹底、定められた手続の遵守の整理と。

3点目は、その他包括的な規定になっておりますけれども、こういう内容で昨年26日に命令を発出している次第でございます。

当省の今後の予定でございますけれども、3月2日に審議会が予定されてございますので、そこにまずは郵便約款の変更を付議する予定としております。これにつきましては、今、内容は会社と打ち合わせをしている最中でございますけれども、大きく2点挙げさせていただいております。

一定通数以上を差し出そうとする場合に、郵便事業会社が必要と認める場合には、その有料発売条件を確認できる資料の提出を義務付けると。もう一つ踏み込んで、提出できなかった場合には、引受を拒否するというところまで書こうか書かないかというのを、今検討しているところでございます。

あともう1点、これは広告が5割以下ということを保証するためでございますけれども、事例によりますと、本体の方は5割以下になっておりますけれども、封筒が非常に巧妙に折り畳んでおりまして、全部広告になっているというようなケースも見受けられますので、この対象に封筒も入れるというような形で約款を改正したいというふうに考えてございます。

参考で書かせていただきましたけれども、1週間ぐらい前の新聞に載っていた話でございますが、不適正利用の承認団体16団体、先ほど17団体と申しあげましたけれども、1団体につきまして、今、物数の特定をしておりますので、先行的に16団体につきまして、郵便事業会社の方から料金の差額請求、これは内容証明で送り付けていくと。総額につきましては、約49億円

ということで、これは物数が特定できたものについて先行的にまずは差額請求をしたと。

今後の措置につきましては、会社内で検討しておりますけれども、訴訟に持ち込むというような形で今特定を急いでいるというふうに聞いてございます。

ここに書いていないことを2、3点付言させていただきますが、11月28日に、これは郵便事業会社の方でいろいろ報道と調査の内容が非常によくはないというのが分かってきておりましたので、承認団体に承認条件の遵守についてちゃんと注意喚起をなささいということと、あとは厚生労働省もこの案件につきましては非常に関心がございます、当省の方からは12月1日に、これも同じく承認団体に適正運用についての協力要請、あとは厚生労働省は12月9日に各都道府県に証明を出していただくという作業をしていただくんですが、その際にはこういう条件があるからちゃんと守るようにという指導を徹底するような文書を出しております。

以上でございます。

○田中委員長 では、ご質問をどうぞ。

○飯泉委員 前に郵便物の留置きの話があったわけですが、あれも結局はちゃんとした報告がなされていなかったと、全く同じ形なんですよ。

それで今、お話をお聞きをしていると、例えば命令の内容のところマニュアル化だとか、約款の変更だとか、全部後追いなんですよ。だから、何か事が起こって大騒ぎになったら後追いで何とか穴を埋めると。こんなことばかりやっていたら、郵政民営化は何だったんだと。もっと言うと、前の官業でやっていた時にもあったのではないかとかね、そのあたりのところを一番問題視される。つまり、郵政民営化になったから緩んでこうなったのか、それとも官業の時代からこんなことをやっていたんだけど、官業だったから出てこなかったのか。だから、そういったところに今後は焦点が。また、3例目なんか出ると壊滅的になるんですよ。

だから、ここで一つの命令の内容として、本来だったら他にないかと。今回、2つの種類の全く違うものが出てきましたよね。他にないのかということはどうやってあぶり出すのかと。本来は、2つ出たら2度あることは3度あるというのは日本のことわざなんだから、その前に手を打っておかなかったら、仮に3度目が出た時に、何も手を打たないから3度目が出てきたのではないかと。手を打っていたけれど出てしまったというのとでは大分違うんですよ。だから、やはりここは総務省が関わってここまでやっているのであれば、徹底的にそこは他に類似事例はないのかといった点も全体的に注意喚起をする必要があるのではないかと思うんですね。

これが、このまま3例目が出たら、総務省自体が監督官庁として何をやっているんだと。今、

ただでさえ官に対しての信頼が失墜をしている中で、これはどうにもならなくなるのではないかと、まず危惧ですね。これが1点。

それから、今後の対応として当然請求をしていくんだと、これは総務大臣も最初のごあいさつの時に、ここに来て言われましたね。ただ、当然これは不当利得みたいなものですから、それはやるのは当たり前で、これも後追いなんですよ。

では、その承認団体は別にこのままでよかったのかどうかかね。つまり、今、食品偽装とかがあって、結局やり得ではないかと。そういうことが食の安全性とか、これは違う分野なんだけど、今国民的な関心というのはそういうことなんですよ。制度を悪用した、それに対して、ばれたんだったら返せばいいのねと。つまり、泥棒が盗みをして、返したらそれで罪にならないと。それだったら警察は要らないのではないかというね、まさにそういうことになるんですよ。

昔、官でやっていた郵便の時代には、当然、1円盗ったって懲戒免職というものすごい規律があって、これは当然制度を運用する側の話ではあるんだけど、それが全体的にピリッとしていたといったところがあった。だから国民の信頼も高かった。しかし、こんなことになるとやりたい放題ではないかと。では、いろいろやってしまえということになってしまったのでは、どうにもならないのでね。今、厚生労働省も非常に関心を示しているというところがあるので、一体これはどこに一番要因があったのか、その制度上の問題というよりも、悪意をもって臨んだ場合には何でもできちゃうのかどうか、そこのところは追及すべきではないかと思うんですね。

つまり、今回不当利得のものを返せというだけの問題ではなくて、何らかのペナルティーを課すべきではないかと。これは今、食品偽装に対して消費者との問題があって、今、我々地方の方からも言っているのは、そうした不当利得に対しての、ただ単に返還というよりも、かなりのペナルティーを課すべきだ。二度とやらないと。一罰百戒ではないですけどね。このままいけば、我々も段々厳しいことを言わざるを得なくなってくるし、そもそも、前に官の時はどうだったんだとかね、そういったところまで追及をしていかないと逆に我々の立場もないですよ。

そういうことで、ちょっと今回の命令の内容、また今後の対応は、はっきり言って甘いのではないかと。

もちろん、これは訴訟事項ですから、当然裁判になってね、場合によっては負ける可能性もあるわけなんですよ、ペナルティーなんか別に規定していないわけだから。でも、そういった

ところは、あえてコンプライアンスを徹底をしていくんだと。日本はちゃんとした法治国家なんだということを示すべきではないかと思うんですよね。そうしていかないと、もし3例目が他で出てしまったら、そもそも郵政民営化をしたから悪かったのか、それとも官業の時代からこんなものが隠蔽をされていたのか。そこの問題になってきてしまったら、これは大問題になってしまうのでね、そこにとにかく行き着かない前に絶対に手を打つべきだと。これははっきり申し上げたい。

○菊池郵便課長 はい、わかりました。

今のご意見、我々も肝に銘じてこれから臨みたいと思います。

他にないのかという点につきましては、コンプラ重視で、そのこのところでもまず押さえておきたいと。あとは内部監査のところをどうやるのかというところで、あぶり出しができるものはしていきたいと。あと、当方にも検査官がおりますので、今回いろいろ非常に単純ミスが重なっているものもございますので、そういうことも含めまして検査の充実を図りたいと思っております。

あと、今後のペナルティーにつきましては、ごもっともだと思いますので、またその辺、会社ともどのようなことができるのか相談させていただきたいと思います。

○富山委員 心身障害者用低料第三種は制度としては昔からあった制度ですよね。

○菊池郵便課長 はい。

○富山委員 確かに飯泉委員が言われるように、前からあってもおかしくない話ですよね。悪用する方からすると、昔から悪用したくなるような仕組みなんでしょうから。そこは確かに私も全く同意見で、前にもあってもおかしくないと推測するのが割と自然かなと思っている部分があります。

それと、ペナルティーの問題で、これはある意味で悪意でやっていたら詐欺に近い話でしょう。多分、これはアメリカ的に言えば典型的にピュニティブダメージで3倍賠償みたいな話になるようなケースなんだと思うんですよ。だから、民事なのか刑事なのかよく分かりませんが、やっぱり私もこれは一罰百戒的な対処をしておかないと、悪用する側はなめているから悪用をやっているわけで、これは私も一罰百戒に全く同感です。

この手の話はやっぱりペナルティーを相当経済的に大きくしておかないと、やる側の動機付けとしては、前にも言ったかもしれないですが、こういう人たちは発覚確率を考えてやりますから、そうすると1割ぐらいしか捕まらないんだったら、期待値としては、やった方が得だという話になってしまうんですよね、やった分の金額だけ返せばそれで済むというのであれば。

だから、本当は発覚確率1割だったら10倍の賠償にしておかないと、合理的には制御できなくなるような話なので、私自身はそういうふうな制度的対応もあってしかるべきなのかなという気が個人的にはしています。だから、むしろ将来に向けての議論としては、そういう議論が行政の側も含めてしてもらえるとうれしいなと思います。よろしくお願いします。

○田中委員長 国際的には日本の郵便制度に対する信頼は強いんだと思います。もう20年ぐらい前からアメリカの人たちは郵便制度が信頼できないから、本当に重要なものは郵便制度を使わないと言っています。それに比べれば日本は信頼できるなど、アメリカの学者が言っていたので、やっぱり制度はいろいろだなと思いました。

でも、こういうことを放置すれば、国民が信頼する制度とは言えなくなりますので、是非よろしくご検討をお願いいたします。

○菊池郵便課長 3度目はないように、もちろん気をつけますので、よろしくお願いします。

○辻山委員 気になりましたのは、この2例目なんですけれども、いずれも内部の見直しで発見されたものではなく、国会質疑とか、あるいは報道とか、そういうところから発覚しているので、前回も申しあげましたけれども、業務フローの見直しとか、そういうことを至急徹底させないと、この発見がそういう過程で分かったのであれば、まだ展望が持てるんですけれども、外からの指摘というのが非常に気になりまして、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○菊池郵便課長 わかりました。

では、今日の議論は会社の方にも伝えまして善処したいと思います。よろしくお願いします。

○田中委員長 どうもご苦労さまでした。

続きまして議題2の郵政民営化の進捗状況についてであります。

前回の会合に引き続きまして、郵政民営化の進捗状況に関する総合的な見直しに係る意見書取りまとめに向けた討論を行いたいと思います。

今回は「Ⅱ その他」の項目からですが、よろしくご説明ください。

○佐藤事務局参事官 それでは、前回に引き続きということでご説明します。

「Ⅱ その他」からでございます。お手元の資料2-1の98ページからでございます。この部分をまとめて最後までご説明してまいります。

最初に「Ⅱ-1 職員が安心して働ける環境づくり」でございます。

今までと同じように、最初に関係法律がございまして、続いて「2」が背景・必要性等ということで、背景・必要性につきましては、円滑な新会社への承継ということのために雇用関係

の安定が必要であると。そして職員の待遇について不利益を生じさせないといった観点から措置が必要であるということでございます。

法令等により予定された事項の概要といたしましては、公社の職員は承継会社いずれかの職員になること。それから、事前に労働組合との間で承継労働契約を締結することができること。それから、日本郵政、持株会社ですが、その交渉をする時には、前の公社時代の各種の勤務条件に配慮すること。それから、退職手当の支給に当たり公務員時代の在職期間を通算すること。それから国家公務員共済組合制度の適用、さらに職員の勤労意欲の向上や良好な労使関係の維持に配慮することが求められているということが書いてございます。

(3)のところの関係する国会決議は、民営化時点での参議院での国会決議、それから一昨年の衆・参両院の総務委員会の決議が書いてございます。

進捗状況にまいりまして、民営化までの経緯でございます。

職員の承継会社への帰属ということで、先ほどありましたように、どこかの会社に帰属するというので、手順としては職員への周知を行い、内定通知を行い、それに対する苦情を受けてその処理を行い、実施計画の中で帰属会社がすべて書かれ、そしてどこかの会社に帰属されたという一連の経緯がございます。

②へまいりまして承継労働協約。これも先ほど予定された事項の中に入れておりましたけれども、承継労働協約についての交渉が行われ、その表にありますように承継労働協約が締結されていったという流れが書いてございます。

民営化後の状況でございますけれども、労使関係では適切な意思疎通の実施と良好な労使関係に現在努められているということで、その具体的内容が書いてございます。

労働条件について、大きく変更が行われていないということが書いてございます。

それから日本郵政グループ会社間での人事交流につきまして、転籍・出向等に関する規程が整備されて、希望等も考慮しつつ必要に応じて行われていくということが次のページにかけて書いてあります。

それから関係する意見でございますけれども、前回までの資料には地方視察で出された意見が入っていなかったものですから、入れようと考えております。これは各項目とも同じでございます。

それで、(2)インタビューによる意見が若干あったので書いたと。

それから郵政民営化に関するホームページの意見募集での意見が若干あったので書いてあると。

それからヒアリング等での関係業界の意見は特にございません。

続きまして、成果に対する評価。事実部分でございますけれども、主な指標の状況ということで承継実績、それから労働条件の概要、それから郵便局会社が出しております郵便局活力向上宣言の施策等について次のページに書いてございます。

評価に当たる部分については、最初に職員への承継会社への帰属ということで、全職員が承継計画の定めるところにより、いずれかに帰属されたということかなと思います。

それから、良好な労使関係の維持でございますけれども、これについても労使双方において良好な労使関係の確立に向けた取組が進められているということかなと。

それから、3番目の労働条件への配慮ですけれども、基本的に公社職員時代の勤務条件と同じになっていること。さらに、社員への負担が増えているという指摘に対して、郵便局活力向上宣言というような形で取りまとめ、現場の社員の声を踏まえた業務改善に努められていること。それから、要員についても契約社員から正社員の登用のような措置も行っていて、さらに要員調整の措置をいろいろ行っているということを書いたらいかがかと思えます。

それから4番目に、人事交流の円滑な実施ということで、転籍等の規定が整備されて人事交流が行われているということで評価してはいかがかなと思えます。

今後の取組の方向性ですけれども、今後とも円滑な実施のために適切な動機付けとなるような労働条件の整備とか、要員状況を十分に踏まえた要員配置、人事交流等を行うと。そのためにも労使関係の維持に努めることが重要だというようなことかなというふうに思います。

以上が、職員が安心して働ける環境づくりの項でございます。

続きまして、「Ⅱ－2 国債市場への配慮」でございます。

関係法律がございまして、これは少し長くて次の3ページ目の下の方までございます。

背景・必要性ですけれども、民営化時点でゆうちょ銀行は156兆円、かんぽ生命保険は67兆円の国債を保有していたということで、結論としては自らの運用行動が国債市場に与える影響、それからまたそれが自らの経営にはね返る影響についても考慮する必要があるということかと思えます。

それで、法令等に予定されている事項の概要として書かせていただいておりますけれども、金融二社は民営化前と同様な資産負債管理手法を用いることになっているということ。それから、旧契約には政府の支払保証が付いておりますので、引き続き国債等の安全資産で運用することとしていること。その結果として、金融二社の資産構成に極端な変化が生じにくいものとなっていること。それから、移行期間中については、いわゆる独法である機構が金融二社からその

運用資産に占める安全資産の額の見通し等について報告を受けて公表することになっていること。それから、これによって金融二社における国債等への運用動向における情報が、市場に対して継続的に提供されることになっていることといった事項が書いてございます。

次に、関係する国会決議ですけれども、これは民営化時点での関係する決議がございましたので入れてございます。

進捗状況ですけれども、いわゆる実施計画の中に特別預金契約とか再保険契約の案が入って、それが認可申請をされて、これが認可をされて、その契約が締結されたこと。そして機構が安全資産の保有状況について公表していること等、公表内容等について下まで書いてございます。

それから、次のページからが関係する意見でございますけれども、地方視察でなされた意見は特にありませんでした。

それから、インタビューでの意見が若干ありましたので入れてございます。

ホームページでの意見では、特にありませんでした。

それから、関係業界の意見。これは財務省とか市場関係者からいろいろヒアリングをしておりますので、その結果内容がここに付いてございます。

次のページへまいりまして、成果に対する評価でございます。主な指標の状況ということで、ヒアリング等で出された資料を付けてあります。

それから、続いて各社の安全資産の額、それから両社の運用計画が付いてございます。

この後、成果に関する評価についてですが、金融二社においては、自らの投資行動が国債市場に与える影響について配慮しつつ運用を行っている。それから、安全資産の保有状況が機構から公表されている。それから、金融二社を原因とした大きな混乱は生じていないと市場では認識されている。それから、国債管理政策について、当局との対話も行っていることといったことがあげられるのではないかと思います。

そして、今後の方向性ということですが、引き続き適正な資産負債総合管理を行って、自らの投資行動が国債市場に与える影響にも配慮しつつ、その堅実な運用に努める必要があるというようなことがあげられるのではないかと思います。

以上が国債市場への配慮でございます。

続きまして、「Ⅱ－３ 上場に向けた体制整備」でございます。

関係法律がありまして、その後、背景・必要性等ということで、金融二社については、まず一般の会社として設立されて最終的に全株式が処分されること。また、日本郵政についても、政府の関与を極力減らすこととされているという背景・必要性があり、その後で、法令等に予

定された事項の内容として、金融二社の株式は移行期間中に全部処分すること。それから日本郵政の株式については、3分の1超を除いてできるだけ早期に処分するよう努めることが書いてございます。その後、市場で売却をするということが基本になるということが書いてあります。

進捗状況については、実施計画の骨格で、金融二社については遅くとも4年目の上場を目指し、5年間で全部の株式を処分することを明らかにしたこと。そして、実施計画においては、遅くとも民営化後4年目、可能であれば3年目の上場を目指して、5年間で全部の株式を処分する方針が示されたこと、一連の流れが書いてあります。

このページの一番下ですけれども、その準備状況ということで準備を進めていて、平成20年度中に上場審査基準に適合する内部管理態勢の運用を実施し、未整備項目の整備を終えるとともに、原則として株式上場直前期の1年は完全運用を予定していること。それから、金融庁の検査等々が実施されていること。それから次へまいりまして、とは言いながらも、上場後に必要になる四半期決算等々については、今の時点では対応できていないということから、そのための整備をやっているということ。その他の準備に取り組んでいること。それから、配当政策等の資本政策の検討、エクイティ・ストーリーの作成についても順次進めていくこととしていること等が書いてございます。

続きまして、関係する意見ですけれども、地方視察で出された意見は特にございません。

インタビューにおける意見は、このように書いてございます。前回のご指摘を踏まえまして、リード等をつけて各項目わかりやすくしたいと思います。

それから、ホームページに寄せられた意見も少しですがありましたので載せてございます。

関連業界の意見については、市場関係者から聞いた時の意見を載せてございます。

主な指標については、各会社の経営の関係になりますので、そちらの方で見ていただければということにしてあります。

成果に関する評価ですけれども、評価としてはスケジュールを作成して、それに向けて内部管理態勢の強化等を進めていること。また、監査態勢の整備も進んでいること。それから、決算体制整備については、四半期決算への対応等々、今後さらに取り組むべき事項が残っていること。それからエクイティ・ストーリー作成等を今後やることになっていて、とにかく投資家の信認を得る上で重要な事項を明らかにする必要があるといったようなことがあるのかなと思います。

それから、今後の取組の方向性としては、引き続き内部管理態勢の整備、そして決算体制の

整備をさらに進めていく必要があることや、エクイティ・ストーリーをできるだけ早く投資家に示すこと。そしてディスクロの推進等によって市場の信頼を得ていくことが必要だといったようなことがあるかと思います。

以上が上場に向けた体制整備でございます。

次が「Ⅱ－４ 敵対的買収防衛策」でございます。

関係法律の後、背景・必要性のところでは、近年我が国の企業を巡って敵対的買収への防衛策について関心が高まっていて、経産省、法務省での指針であるとか、東京証券取引所の上場基準の改正等のルール化が進んでいることなどが書いてあります。これに関して金融二社でも制度上特別な措置ということではなくて、一般の民間企業と同様に会社法の一般的な規定を活用した防衛策を講じることが必要だという背景・必要性が書いてあります。

それから、法令等によって予定された事項の概要は、これは会社法の一般規定を使うということでもあります。

それから、関連する国会決議がありますので、これも入れてあります。

それから、進捗状況については、民営化準備の段階で日本郵政において幅広く検討していて、金融二社においては定款で企業価値の定義を規定したことが書いてあります。あとは、その具体的な内容等について書いてあります。そして、金融二社の防衛策については、最終的なスキームの決定、導入手続は株式上場までの適切な時期に行うことにしているということ。それから、持株会社である日本郵政については、国が常時3分の1超を持っているとか、役員の選解任が認可事項になっているということから、導入が予定されていないということも書いてあります。

関連する意見のところでは、ここは地方視察の時の意見が若干ありましたので入れようと思います。

続きまして、インタビューにおける意見を入れてございます。

それから、ホームページの意見もありましたので入れてあります。

関係業界の意見はございません。

指標の状況については、金融二社の定款における敵対的買収防衛策の関連部分の抜粋を入れてあります。

それから、成果に関する評価ですけれども、これは事実として、定款において企業価値の定義が規定されて、企業価値の向上が認められない買収の場合には防衛策を発動するという事になっているということがあろうかと思います。

それから、今後の方向性としては、引き続き具体的なスキームの検討等を進めることが肝要だということがあるかと思えます。

以上が敵対的買収防衛策でございます。

次に、「Ⅱ－5 社会・地域貢献基金の整備」でございます。

最初に関係法律がたくさんありますので、3ページ使いまして、4ページ目から背景・必要性等でございます。

背景・必要性から、現在の積立状況については、日本郵政の方から提出された資料2－3の中の10ページにも参考の資料がありますが、これもご参考に見ていただきながらご説明しますが、背景・必要性としては、三種、四種の郵便、それから過疎地の金融サービス等公共的な役割を踏まえ、これを確実に実施できるように制度的に担保する必要があるという必要性が書いてあります。

法令等により予定された事項としては、日本郵政の方に基金を設置して、政令の定めるところにより計算した金額を1兆円に達するまで積み立てなければいけないと。それから、さらに積み立てる時には、2兆円まではそれと同じ計算方法で積み立てなければならないということが書いてあります。また、積み立てられた基金は、確実かつ有利な方法により運用するということも書いてあります。

関係する国会決議は、民営化時、それから一昨年の委員会の決議がありますので、この章に載せてあります。

進捗状況のところですけども、この附帯決議を踏まえて基金で積み立てるべき金額の計算方法が政令で定められたこと。その簡単な内容が書いてございます。

続きまして、関連する意見のところ、地方視察で出された意見が若干ありましたので、入れようと思えます。

インタビューについて入れてあります。

それから、意見募集は特にございませんでした。

それから、関係業界のヒアリング等についても意見はございませんでした。

指標の状況については、現在積み立てられている実際の額が書いてございます。

成果に関する評価としては、政令ができて、それに基づいて1回目の積み立てをしたと。そして、基金の規模については国会での決議があり、これについては西川社長も守っていく旨述べているということの評価として入れたらいかがかなというふうに思えます。

それから、今後の課題ということでは、いずれにせよ積立ての原資となる各事業年度の利益

金ですけれども、これは各社からの配当金収入、それから金融二社の株式の処分益になりますので、引き続き収支の増強が必要だし、積み立てたものについても確実かつ有利な運用が行われるべきだということがあるかと思えます。

以上が社会・地域貢献基金の整備でございます。

続きまして、「Ⅱ－6 旧契約者の保護」でございます。

関係法律が6ページくらいございまして、131ページの下の方から背景・必要性等があります。

旧契約者の保護の観点から、いわゆる機構を設立し、機構が金融二社と特別預金契約、再保険契約、業務委託契約を締結して、旧契約者の権利・利便の確保を図るのが目的であるということが書いてあります。

具体的に3点書いてありまして、特別預金・再保険利益の旧契約者への還元ということで、特別預金・再保険については旧契約に係る資産を金融二社が一括して運用することになっている。そして、旧契約者が受け取るべきであるものについては、きちっと旧契約者に還元する必要があることが1つ目。

それから、維持管理業務の適切な執行ということで、維持管理業務も機構から金融二社に委託されておりますので、これが確実に履行されるように、かつ郵便局においてきちっと預金の払戻、保険金の支払等のサービスが提供される必要があること。

それから、顧客情報の適切な取扱いということで、個人情報保護法等の法律を遵守しつつ、権利・利益が損なわれないように適切に利用される必要があるということが書いてあります。この辺が背景・必要性であります。

法令等により予定された事項といたしましては、機構法の第15条、第16条及び第18条において、機構が郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務の一部を銀行・保険会社等に委託できることになっていて、基本計画でこれを金融二社を相手方として委託する契約を締結することになっているということで、この特別預金契約、再保険契約、業務委託契約は、いわゆる実施計画にくっついておりまして、実施計画の認可を受けて締結されるということが予定された事項でございます。

その他、旧契約者を保護するための具体的な仕組みとして、再保険契約、業務委託契約の変更認可、担保徴求、総務大臣及び金融庁の検査・監督が書いてあります。それから、機構は独立行政法人でありますので、独立行政法人制度については、きちっと事後評価等が行われているということがその他のところに書いてあります。

これについての国会決議はございません。

それから、民営化までの経緯ですけれども、実際に実施計画の中につき、これに基づいて契約が締結されたこと。それから、機構が中期計画を定めて総務大臣の認可を受けたことが経緯として書いてございます。

実際の業務ですけれども、ゆうちょ銀行で顧客情報管理システムにトラブルがあったということで、これについてきちんと報告体制を整備せよということを機構がゆうちょ銀行に求めたこととか、旧契約についての機構の対応で、ホームページ等でいろいろやっているということが書いてあります。意向調査もやっているというのがウでございます。

それから、関係する意見ですけれども、地方視察の意見はございません。

インタビューでは、主な意見として1件だけですが意見がございましたので入れてあります。

また、関係業界の意見については、保険関係の団体からの意見が載せてあります。

以上が事実部分でございます。

成果に関する評価ということですが、金融二社において業務委託契約の実施等々がきちんと行われていて、かつ安全資産の保有状況等の検証、それから個人情報の関係もきちんとそれなりに措置されているということがあろうかと思えます。

それから、引き続き旧契約者の保護についての着実な取組が必要ということが今後の課題かなというふうに思います。

以上が旧契約者の保護でございます。

次に、「Ⅱ－7 郵貯施設・簡保施設の譲渡等」でございます。

関係法律がここにございます。

それから、背景・必要性ですけれども、これらの施設が金融二社の本来業務ではなくて、民営化までの間、非営利の公的宿泊施設として設置、運営されてきたということから、民間に比べて優位性が乏しいということもあり、譲渡または廃止することとされたこと。そのための猶予期間が置かれたこと。

そして(2)ですが、平成24年9月30日までに譲渡等すること。それまでは日本郵政が適切に管理運営をすることということが法律に予定された事項でございます。

関係する国会決議は1つだけ、雇用の関係のことがありますので入れてあります。

進捗状況ですけれども、法律の規定に沿って実施計画でそれらを譲渡すると。それまでは日本郵政が管理するということが書いてあります。

それから、各年度の事業計画の状況が書いてあります。

19年度は収支の改善を図ること等が内容でございます。20年度については郵貯施設について定期建物賃貸借契約を締結して、他の業者に賃貸しつつ譲渡に向けた取組をやること。簡保施設については、平成20年度内の譲渡完了に向けて手続を進めることが書いてあるということ。それから、簡保施設の運営については、収益改善を引き続き図ることが書いてあるという事実が書いてございます。

これに基づく取組として、郵貯施設については20年10月から民間事業者との定期建物賃貸借契約を締結して賃貸を実施していること。それから簡保施設については、ゆうぽうとを除く70カ所について、社員を含めた事業体として譲渡するための手続が開始されたということが書いてあります。

関係する意見は、インタビューによる意見が若干ございましたので付けてございます。

ホームページに寄せられた意見もありますので入れてございます。

関係業界等の意見は特にございませんでした。

指標については、各施設の運営状況について、各データがこの表にあるように入れてございます。

それから、評価についてですが、譲渡等の取組については、郵貯施設にあつては定期建物賃貸借契約が締結され、そして簡保施設については譲渡するべくあり方について検討中であること。

それから、既存施設の運営・管理につきましては、郵貯施設については運営上の効率化が進んでいること、簡保施設についても、同様に運営上の効率化が進んでいるということをデータを示して説明してはどうかと思います。

それから、雇用の確保については、郵貯施設については新しい会社で希望する者は採用されたことであるとか、簡保施設は一括譲渡の条件として従業員の雇用というものを入れているというようなことがあろうかと思います。

今後の方向性につきましては、円滑な譲渡に向けての取組が引き続き必要ということではなかろうかと思います。

以上が郵貯施設・簡保施設の譲渡等でございます。

それから、最後に参考となる事実といたしまして、株式の連続的保有ということを一応掲げております。

法律、背景・必要性では、引き続き連続的に保有することが妨げられないようにしておくための措置が必要だということ。これについては、民営化時点での国会決議が細かくありますの

でこれを書き、これは事実上、法律上明定されたということで一応終わっておりますので、特に評価等々は、この先は必要ないかなということで関係の定款の該当部分を付けてあるだけであります。

大変早口でしたけれども、「Ⅱ その他」の説明といたします。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

「Ⅱ－1 職員が安心して働ける環境づくり」について、何かございましたら。

民営化に関わって、特段働いている立場の方々から強い要請があったというわけではないんですね、今日のご報告から見ても。

○佐藤事務局参事官 そうですね、もちろん民営化前に事前に労働組合との新しい勤務地での労働条件の交渉、必要な労働協約の締結もなされていますし、どこにも行けなかったという人は一人もいません。その後も希望とか実際の必要上、他の会社へ異動するというようなことも行われているところです。

苦情申立の手続もつくって、苦情に対しても丁寧に対応しているということです。資料2-1の102ページの指標の最初にありますけれども、やはり苦情の件数が5,000件くらいあって、最終的にはそれは対応して訴訟にはなっていないと。

○田中委員長 それでは、いいですか、この項目については。

では、続いて「Ⅱ－2 国債市場への配慮」ですが。

値崩れを幸いに起こしていないからね。

○富山委員 逆ですから。

○田中委員長 これもさらっと行っていいですかね。

では、続きまして、「Ⅱ－3 上場に向けた体制整備」、これはどうですか。

今回、株が大幅に崩れる前から私なんか言ってくる人が、例えば西川社長は早く売りたいと言っているけど、それは無理ではないですかと。どういうビジネスをやるのか、投資家は依然として金融二社についてイメージを持ってないのではないのでしょうかというふうに言っていた人が多いんですけどね。市場にもそういう声は多分あるんだと思いますけれど、この上場に向けた体制整備というのはどうですかね。

○佐藤事務局参事官 委員長のおっしゃったようなことは、評価のところ、やはりその辺投資家の信用を得る上でのエクイティ・ストーリーを書いていくと。そういったことを積極的に進めていくことが必要だということは、やはり検証していくべきではないかと思います。

○田中委員長 意見でね。

○佐藤事務局参事官　そうですね。

○富山委員　前にも言いましたけれども、市場の評価は健全性と収益性と成長性の3つになるわけで、多分健全性に関しては抜群の銀行になっているので、相対的に市場の評価は上がっているんですよ、そのことに関して言えば比重が重くなっているのです。

ただ、やっぱり収益性と成長性に関しては、モデルがはっきり見えないというのも多分それはご指摘どおりで、だから健全性を阻害しないという前提で成長性、収益性をどう高めていくかということは、これはずっと存在する課題であることは間違いないでしょうね。ただ、それ以上言うのは難しいですよ。それをどういうふうに確立するかは、経営側のやるべきことなので。

そういう意味では、上場の意義のところというのは実は結構大事な論点だと思っていて、経営の透明性を高めるという観点から、上場というのは私はすごく大事だと思っていて、要は現行株主だけではなくて潜在株主を含めたら、国民全員がこの会社を見つめるわけですから。そういった意味で言うと、経営の透明性を高め、株主の目線からというふうな言い方が出来ないか。また、株式の上場というのはすなわち株式を公開することであるので、公開というワーディングをどこかに入れた方がいいような気がするんですよ。要は、パブリックにオープンになるということの意味合いが、特にこの民営化という観点からすると、公益性という観点からも大事な問題だと思うので、そこをちょっと工夫していただければと思います。

○佐藤事務局参事官　わかりました。

○富山委員　公開しますと国民は誰でも株主になれば、郵政に対して直接経営の文句を言えるわけですからね。大臣でなくても言えると。

○佐藤事務局参事官　そうですね。

○野村委員　このレポートに合うのかどうかちょっとわかりませんが、2つ問題があって、1つは今日前半の方でも議論がありましたけれども、やっぱり上場との関係で言えば、内部統制の点検とか構築というのは最優先の課題としなければいけないのではないかなというふうに思います。

それから、もう1つは上場前に商品のラインナップが明確にならないというか、先行して販売できない状況にあるということの持つ問題点です。これは非常に難しい問題で、前にも確かアナリストの方が来られた時に、保険会社の上場に際しては、先にまず商品を並べて先行販売を行って、それである程度のビジネスが明確になっている会社の方が上場しやすかったというご意見があって、ちょっとそれはここには書けるのか書けないのかわかりませんが、そ

こは非常に重要な問題なんだろうというふうに思うんです。

他の業界の方々は、どうしてもイコール・フッティングの話で、上場までは何もやってはいけないというスタンスなんですけれども、上場という点から考えてみると、ある程度先行して新規商品を販売していかないと上場は難しいのかなという感じがします。

実際に売ることが難しくても、早い段階から、上場したらこういったような形のビジネスを展開するというのを明確化していくことが大切で、そのタイミングを見失わないようにしていくことが必要なのかなと思います。

○富山委員 事件が出ているので、そういうところはまだ課題があるということなんじゃないかな。

○野村委員 今日説明があった事件みたいなことは、上場してから起こると、東証とかからはまず内部調査をして報告書を出せと言われるわけですよ。だから上場したつもりになって、徹底的な調査を行って点検を始めていかないといけないんだと思います。そうしないと、上場廃止になってしまいますからね。

そういう時に一番問題になるのは、知っていたのではないかというですね。これは騙された形になっていますけれども、それは黙認していたのではないかとか、そういうところが非常に重要視されて、そのかけらでも見えれば、やっぱり廃止になっていく可能性があるわけですよ。

○富山委員 派手にやられてしまうと、そうかなと思ってしまいますよね。

○飯泉委員 まだ、その意識が芽生えていないんでしょうね、官業ですと来てますから。だから対応も後追いばかりなので、本当は先にここまでの対策をしたら次は起こらんと思わせないといけないんですよ。

○辻山委員 上場のところ、野村委員のご指摘とも関係するんですけども、前回欠席したので、企業価値の向上に向けた努力というのはどこかに出ているのでしょうか。結局、上場に向けた体制整備によって、その時点での企業価値が向上していることは、国民に還元されるという、その辺がどこかに出ているのか、ちょっとそういう用語が見当たらないような感じがするんですけども。

○佐藤事務局参事官 ちょっとそれはまだですので、また入れるように。

○田中委員長 そうですね、企業価値を向上し、国庫にたくさん戻すということが目標だという類の話は、民営化法案が国会に出た時は、その話が出ていましたね。

それでは、「Ⅱ－４ 敵対的買収防衛策」のところなんですけど、これはいかがでしょうか。

○野村委員 118ページのところで、現時点では、信託型ライツプランを採用する予定だと書いてあるんですが、信託型ライツプランというのは信託銀行に毎年信託フィーを相当払わなければいけないスキームになっていて、最近はあまり人気がありません。当初は新株予約権があらかじめ発行されていますので、差し止めリスクが少ないのではないかというふうに言われていて、それでそのためにお金を払う価値があると言われてきたんですけど、今現在、新株予約権を権利行使する時にも、やっぱり条文はなくても、類推適用して差し止めの余地があるようにしておかないと、発行した時は全然そういう問題が起こっていない時にただ発行しておいて、いざ買収が起こった時に権利行使された時は差し止めの余地がないというのはちょっとおかしいのではないかという議論があるので、そういう意味では、そこまでお金を払い続けてきたことの意味というのはほとんどなくなってしまっている可能性もあるんですね。

事前警告型ライツプランが一般化していますけれども、それもだんだん制度設計が変化ってきていて、株主総会導入型だとかいろんなものが出てきているわけですね。かなり議論が進化してきていますし、それから昨年の秋以降は東京証券取引所で種類株の上場というものが見直されてきて、議決権の比率を変えたものを発行してもいいというようなものも出てきているわけです。

これはマーケットから見ると、評判が悪いというところもあるので、それが早急には言えないと思います。ましてや黄金株なんかを入れるというのも、あまり評判はよくないだろうとは思いますが。

ただ、いずれにしてもバリエーションも広がってきていますし、制度も変わってきていますので、それをよく見定めた上で最も適切な選択をするようにしていただいた方がいいかなというふうには思います。

○富山委員 野村委員に質問なんですけれど、ここの進捗状況の真ん中のところに、「企業価値の源泉として、当銀行に期待される社会的責任を果たし」云々というものがあって、これは結局この手の話の時に、企業価値を高めるものであるか、ないかという議論が前面に裁判所が出るわけですが、割と機械的に企業価値の議論をしてしまうと、要は株主価値が上がるか上がらないかという、極めて算数的な足し算・引き算の議論が優勢になりがちというか、裁判官は自信がないのでそこに寄りがちなんですけど、ここに書いている部分はそう単純ではない定義になるのではないですか。それは、実際、紛争の時はどんな感じになるんですか。

○野村委員 ほとんど裁判官は判断しないと思います。

今までも、実は企業価値が上がるからこの人が勝ちとか、企業価値が下がるからこの人が負

けといった裁判例はなくて、裁判所は実際は、ブルドック事件の場合がそうであったように、多くの株主が企業価値が下がると思って1票を投じて3分の2をはるかに超える人が賛成したんだから、きっと企業価値が下がるだろうという判断基準になっています。だから、そういう意味では導入手続の方を厳格にしてみると、裁判所はこれ自体について判断しない傾向になるというふうには思います。

あるいは、例えば買収者に説明を求めて一体どういうビジネスをやるんですかと問い合わせたにもかかわらず、一切返答がなかったというような事実をつかまえて、裁判官は、企業価値に対して何もメッセージを送れなかったということは、それを増加させるアイデアを持たないんだらうというふうにみなして、そこで否定的な判断をしてくる。そんな形になってくると思います。

○富山委員 最近、このガバナンス論とか企業価値について個人的に思っていることとして、企業価値の尺度というものは確かにものすごく難しいですよ、すぐ神学論争に入りがちな部分があって。では、株が上がるのが企業価値と本当に常にリンクするかといたら、多分みんな特に今は疑問を持ちながらすごく見守っているという部分があって、例えば会社が上場していく時、あるいは公開していく時に会社としての信念が仮にあるとすれば、それはちゃんと世の中にむしろ開示しておくべきことのような気がするんですね。

例えば私が今取締役をやっているオムロンの場合だと、正々堂々と会社の理念第1条が、「企業は社会の公器である」なんですよ、まず第一に。株主の人はそれを分かって買ってくださいねというところを明確に宣言しているので、それはもうある意味では、それを分かって株主になっているということはある、だからそこはしかるべく、もちろん定款に書いてあるのでそういうことになると思うんですけども、多分そういう市場とのコミュニケーションで大事なような気がするんですね。

これがゆうちょ銀行の信念だとすれば、それはやっぱりしかるべくちゃんと、正々堂々と。

○野村委員 おっしゃるとおりだと思います。それが紛争になった時に、どのぐらいの効果があるのかということについてはよく分かりませんが、そういう意味ではIRにしても何にしても、そういう場面で繰り返しメッセージを送り続けるということは大事だと思います。

○富山委員 アメリカの会社で言うと有名な話が、ジョンソン・エンド・ジョンソンの credo、第1条にはっきり書いてあるんですよ。株主価値が一番大事ではありませんと明確に書いてあるんですけど、ジョンソン・エンド・ジョンソンは継続的に株価が高いことで有名で、逆にそう書いてあるから株価が高いと言われているんですよ。

○野村委員 あと、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、やっぱり不祥事が起こった後も徹底的な調査をしてコンプライアンスの徹底をはかったということで評価が高くて、薬害は起こりにくいと言われていていますから。

○富山委員 クレドのとおりやっているんですよね。こういう公共性を持った会社ではすごく大事なような気がするんですね。

○辻山委員 ただ、本来こういう事例でなければ、今おっしゃった株主価値が企業価値だというその辺の議論と、郵政の問題について今いろいろ世の中で言われ始めていることを、その話を評価に入れると、逆に複雑になるような感じがする。

要するに、数十年単位で株主価値を上げることが企業の使命だ、みたいなことが、今改めて問われ始めているという時代だと思いますけれど、それとは別のところでゆうちょというのは元々そういう存在だったので、その辺のことをあえて書き込むのは難しいかなという感じがします。逆に混同されるような感じがいたします。この時代に関連したステートメントのようにとられないようにした方がいいかなというふうな気がします。

○富山委員 そこはワーディングはいろいろできると思うんですが、ただ元々この企業価値論に関しては、株主価値イコール企業価値という議論が100年にわたってずっと優勢だったかという、実はそんなことはなくて、有名な「会社法の終わり」という本を書いた人がシカゴの先生でいますけれども、あれは単純な理屈で、株主絶対主権論で考えると会社法なんか要らないんだと。要は、株主主権の統治機構を採用しておけば、他の法律は全部要らなくて全部株主総会で決めればいいのかという類の理屈なんですけど、先ほどのジョンソン・エンド・ジョンソンの話もそうですし、あとドラッカーなんかも、確かずっと一貫して違っているんですね。

だから実は経営論の世界で言うと、株主価値最大化が絶対唯一の原理だというやや原理主義的な資本主義の議論というのは必ずしも経営論の中では主流ではなくて、多分あれも一つのはやりだと私は理解しているので。

だとすれば、もしもうちょっと長い目で見ると、過去50年間の経営史やガバナンス論や、あるいは金融論の中で、おそらくずっと一貫して通用する議論と一過性にすぎなかった議論とがあって、極端に企業の存在価値は社会的責任であって経済的責任はないんだというのも極端な議論で、それにもくみすべきではないんですけれども、株主価値の最大化イコール企業価値の最大化に当然のごとくアприオリにつながるとい議論も、あれも私はほんの一過性のはやりすぎなかったと思っているんですね。多分、事実としてはそっちの方が正しいんですよ。だか

ら、そこは辻山委員のおっしゃるとおりで、要はちゃんと通用する議論をすればいいんだと思うんですけども。

ただ、仮に定款に書いてあるのであれば、その定款の信念とか理念というのは、私は上場時にしかるべくちゃんとコミュニケーションすべきだということは、それは多分変わらないんだと思いますね。

○辻山委員 それはおっしゃるとおりです。

典型的には、ROE万能論みたいなものが一時ありましたけれど、あれも本当は歴史を振り返ればそう長い間のことではないというのは確かです。

○富山委員 ええ、この10年ぐらいのはやりなので。

○田中委員長 これは、例えばゆうちょ銀行が社会的なとか、国民に支持されたということをして1項入れたとしますね。そうすると、ゆうちょ銀行に対してこういう商品と一緒に開発しようではないかといろんな声がかかってきた時に、経営的資源の重点活用からいけば、片っ端からみんな受け入れるわけにいかないの、ある基準を付けて提携できないところを排除しますね。すると、社会的公器みたいなことを言っていてこの基準はおかしいのではないかと行って、提携を言ってきた金融機関が文句を言うということはないですか。

もちろん、ゆうちょ銀行が預金者に、あなたは残高が低いからコストが高つくので通帳を発行しませんというようなことはやるわけもないと思うんだけど、しかし、これから金融機関も多様化してくるから、そういう金融機関だっておそらく出てきますよね。それも出てきてもいいというのは、おそらく段々流れになるのではないかと思うんだけど、多様性があるといいと。だけど、ゆうちょ銀行はそれはやるわけではないんだけど、しかし提携は断る、それは片っ端からやられているわけではないから、その時にどういう反応なんですかね。

○富山委員 でも、社会性の問題は、むしろそういう局面で出てくるよりは、会社がいろんな事業をやっている中で、事業要件によってはちょっと社会性という観点からするとどうかなというものが、材料として出て来ると。

例えば、事業の中身というものがやや社会的にどうかなという、例えばギャンブルであったり、そういうものに使われているケースというものがなきにしもあらずで、そういったものはたして会社としてどこまでそれを突っ込んでいくのかとか、バランスの問題であるとか、あるいは先ほどの薬のようなケースであれば、どれだけ社会的リスクのある商品を市場に供給するかという時に、必ず会社はある種のトレードオフに直面するんですよ。

その時に、それをどこまで徹底的に社会性をそこで優先するか、しないかというところで問

われることが実は結構多くて、私の理解では、そこは例えばタイレノールの有名な、あれは関係のないものまで全品回収したんですよね、ジョンソン・エンド・ジョンソンは。全品回収する必要性は多分なかった事案なんですよ、あの事案は。だけど、徹底的に全品回収してしまうんですよ。汚染していたのは、実はほんの一部なんですけれど。それと、実はあの事案というのは確かジョンソン・エンド・ジョンソンは直接関係なかったんですよね。だけれども、そこはむしろ全品回収することによって会社の持続的信用というのは高まるので、そういう意味で言うと、本来の事業収益にも長い目で見ればプラスに働くから、そういう判断をしているんだと思うので。

ですから、社会的責任性という問題と企業の持続的収益性という問題が、私は正反合できる話だと思っているので、多分その脈絡で議論すべき話であって、今田中委員長が言われたような話というのは、もちろん経営の自由度でありますから、そこで法律のないものを取り入れていくと会社が結局倒れて潰れることになってしまいますから、そうすると結果的に社会的責任を果たせなくなるので、そこはあくまでも企業の持続的、長期的維持発展ということが大前提にあるんだと思うんですよ。だから、そこでトレードオフが起きるようなことというのはあり得ないような気がするんですけどね。確かに誤解を招きやすいので、そこは気を付けた方がいいと思います。

ただ、これは現実の株式市場とか現実の株主というのは、現実問題としてどうしてもショートメモリー、ショートフューチャーになりやすいので、そのショートメモリー、ショートフューチャーに振り回されることが必ずしも正しいことではないので、そのことに関して会社としてどういう信念、理念を持ちますかということだと思うんですよ。現実にはそんな心配はないような気がするんですけども。

○野村委員 買収防衛策とのコンテクストで考えてみた場合には、もちろん買収してくる人は、この企業の潜在的な価値を見て、場合によっては委員長がおっしゃられたみたいなビジネスモデルで、徹底した富裕層だけを相手にして富裕層ビジネスをやるんだというような人が、この会社を活用しようと思って買収をしかけてくるというような場合があったとして、それに対して敵対的な買収だと称して買収防衛策を発動しても、それ自体をいいとか悪いとかというまで評価はなかなかしてくれないんだろうとは思うんですね。どちらが正しいかは分からないというふういきつとなるんだと。

ただ、公開買付をかけられた時に、株主が売るといった時に、やっぱりこういうメッセージを送り続けた結果信頼感を持って株を買ってくれている人たちによって支えられていれば、

そんな人がやってきても多少高いからといって株を売らないという人も出てくるということになるんだと思うんですね。そういう意味では、それが最大の防衛策で、そういう意味では自分たちの会社のモデルを明確にして、それに賛同する株主を集め続けるということは非常に意味のあることだと思います。

そういう意味では、ブレずに自分たちの企業の価値の源泉というものを明確化して、メッセージを送り続けるということはいいことなのではないかなと思います。

○田中委員長 よろしいですか。

では、「Ⅱ－5 社会・地域貢献基金の整備」はいかがでしょうか。

これは、割合発言というか、意見が多いんですか。

○佐藤事務局参事官 国会決議は大変関心のあるところなんです、あまり意見自体は。

○飯泉委員 だから、地方視察に行った時にも出たのは、1兆円の基金が楽しみだと。ところが、みんなはもう1兆円の基金があると思っているんです。仕組みと実態とみんなの思っているイメージとがものすごく乖離しているんですね。だから、本当はそこを分かりやすく、これは確かに法律を読めばわかるんですけどね、分かりやすく書いておいた方がいいのではないかなと。

ここは地方視察に行った時に、まざまざと感じましたね。基金があるので、もう楽しみで、あれをいろいろ使わせてもらいたいと。いや、まだないって言ったら、えっという感じだったですよ。

○富山委員 金融二社の上場効果、うまくいかないとこの基金は高く積み上がらないですよ。

○飯泉委員 先ほどのデータだと見込額もまだ40億円ちょっとしかないですね。桁が違いますので。

○富山委員 金融二社頑張れ、なんだよな。

○辻山委員 そういう意味でちょっと気になったのは、評価において、「確実かつ有利な運用」と言うと、ますますそういう面が助長されるのではないかなという印象がありますね。

学生に教えていますと、簿記なんか最初やると、積立金が貸方にあると、学生は最初にこの点に疑問をもちますね。何で借方の資産ではないのかと。

この「確実かつ有利な運用」というのは、もうちょっと誤解されないような表現にできないものでしょうか。

○佐藤事務局参事官 法律の条文そのままなんですけれども。

○富山委員 証券市場が効率的であれば、そういうものは存在しないですよ。

- 佐藤事務局参事官 確かにそうですね。
- 飯泉委員 法律も、必ず基金の前にはそれが書いてありますからね。
- 富山委員 確実な場合には、普通利回りは低いんですよ。
- 利根川事務局次長 一般に、「確実かつ有利な運用」というのは、要するに堅実な運用をせよということでありまして、公的機関の運用について多く使われている表現です。
- 飯泉委員 だから、順番は「かつ」だから「アンド」ではないかと思うんですけどね。違うんですかね、1番目が確実だと、それで有利はその次というふうに法律では読むんですけども。今のところの説明のとおりですね。これは順番をあらわしているんです。
- 野村委員 そのワーディングの問題もありますけれども、辻山委員がおっしゃっておられるのは、元々ないわけなので、運用以前の問題なんですよ。だから、あたかもここで運用が出てくると、現にお金があるかのように見えて期待感が逆に高まってしまうので、むしろこれから積み立てるわけだから、今の現時点において運用を言うのは早計ではないかと。
- 飯泉委員 誤解を招くということですね。
- 野村委員 そういうことですね。
- 佐藤事務局参事官 では、ちょっとそういうふうに現実的に考えて。
- 野村委員 でも、多少なりとも積み上がったら、それは運用するからという話なのかもしれませんが。
- 富山委員 でも、一見して右側に立っているんですよ。それに相応する現金が左側に立っているとは限らないですよ。
- 佐藤事務局参事官 ええ、そうです。
- 辻山委員 内部留保と同じですよ。
- 富山委員 一緒ですよ。ここは確かに勘違いする人が多いからな。
- 飯泉委員 いや、完全に勘違いしますね。
- 富山委員 そうですね。財投準備金もすごいんだよな。あれも右側なんですよ。あれを取り崩して支出しようとする、結局国債発行しなければいけないんです。確かに飯泉委員が言われたように、何かもっと理解をしてもらうように努力はした方がいいような気がするな。確かに勘違いしている人がいますよ。あると思っている人は結構多いですよ。
- 飯泉委員 いや、ほとんどの人が勘違いしている。もう基金があると思っていますからね、1兆円の基金があると。
- 富山委員 そこを周知してもらおうというのは、あってもいいような気がする。

○田中委員長 では、そういうことで。「Ⅱ－6 旧契約者保護」なんですが、ここはどうでしょうか。

ここはもうほとんど意見もないんですね。

○佐藤事務局参事官 そうですね。

○富山委員 質問なんですが、インタビューによる意見のところは1つだけ意見が入っているんですが、かんぽ生命保険では対応できなくて云々と。この意見は、後でどこかで受けているんですか。言われっ放しのような印象を受けるんですけども、ちゃんと受けているんだったらここに載せてもいいんでしょうけれども、何か受けていないと気持ちが悪いんですけども。

○佐藤事務局参事官 確かにそうですね。

○富山委員 「かんぽ生命保険では対応できないということがあり」とは。

○佐藤事務局参事官 たまたま何か旧契約上のものがあって、かんぽ生命保険に言ったけれどもうまく取り合ってもらえなかったのか、苦情が解決できなかったという話があったということではなかったかと。たまたま、どちらかというとな個人的な事情がこうだったということ。

○富山委員 これは今後の方向性のところで受けるつもりなんですね。

○佐藤事務局参事官 一応そうなんです。旧契約者の保護についてきちんとやっていかなければいけないということで着実な取組が行われることが重要であるということになるかと。

○富山委員 それは、かんぽ生命保険側で対応していますよね。できないんですか。

○佐藤事務局参事官 中身がどういうことだったか分かりませんが、基本的にはかんぽ生命保険でやるべき話だと思います。実際に郵便局会社の窓口でやるような、そういう話ではあるんでしょうけれども、基本的にはかんぽ生命保険でやるべき話だと思います。

それで、たまたま何かのトラブルがあった、結局的に個人的になさったということだと思いますので。受けた話としては、今おっしゃっていただいたように、今後の取組の方向性として着実な取組が重要ということかと思えます。

○富山委員 わかりました。

○田中委員長 では、「Ⅱ－7 郵貯施設・簡保施設の譲渡等」はいかがですか。

2つあるんですね、この今回のかんぽの宿の件では、国がやっていた時代の資産取得におけるずさんさというものがあって、2,400億円が減損会計を適用すれば100億円前後になってしまうという。日本のバブル崩壊後の銀行がバルクセールで出した時の簿価に対して5%とか3%というのはありましたから、別に驚きはしないんですけど、しかし、あの時は地上げで無茶苦茶なことをやっていた時が5%、3%で、かんぽの宿というのはそれとは違うだろうと。

でも、減損会計を適用すればそうなるんだということについて、当然納得はいかない人は一杯いるわけで、そのことが1つあると。

それから、民営化過程におけるかつての国有資産処分というのは、日本の歴史でもものすごく大スキャンダルになる可能性があるのですが、明治14年の政変ではないですけども、それで明治憲法体制、一方で作ると約束しなければ怒りはおさまらないというところまで行ったわけですから、北海道開拓使。だから、やっぱりそこは手続上、あるいはそれでもいくら国の時代にひどいことがあっても、できるだけ高く売るだけの努力をするという配慮が日本郵政の経営陣に必要だったというようなことは、全然知りませんがね、新聞で見る限りはそういうことが2つあるのかなというのは私は思っているんですけども。

何となくどっちが重いんだといえ、国の時代のひどいのは多いと思いますけれども。

○富山委員 これは一応委員会をつくってレビューをかけることにはなっているんですよね。

○佐藤事務局参事官 西川社長の話では、会社で検討委員会をつくって検証しますという話です。

○辻山委員 事実関係なんですけれども、やはり2,400億円かかったけれども、減損会計でそうなった。しかし、減損をやる時にDCFでやると確かにそうなるけれども、おそらく売却価格との高い方で取るはずなんですよ。その手続は、報道で見ただけなんですけれども、実際に1万円というのは売却価格がそこまで下がっていたのかなという疑問はありますね。

○富山委員 あれは割り付けであんなったんでしょう。あれは郵政公社時の売却の話だと思いが、確かセットで売っていますよね。あれはまとめて売るんですけど、まとめて売る時は、実際にセットで値付けをしてオファーさせるんですが、実際の個別譲渡行為をする時に税法上の問題とかがあって、一応値段を割り付けなければいけなくなってしまうんですよ。

その時に、えいやでたまたまその施設に関して1万円と割り付けてしまったんだと思うんですよ。要は、損をどこでどう認識するかということと、それから向こうの簿価をつくらなければいけないので、多分たまたまあの建物は建物簿価を1万円で、もう備忘で付けたんだと思います、きっと。

○辻山委員 ということは、やっぱりグルーピングの問題で、そういうバルクで処理したということでしょうか。

○富山委員 そうですね。あのケースは確かバルクでしょう。

○野村委員 結局、DCFなんですけれども、やっぱり破格の値段が付いているわけですので、手続的には非常に公明正大だったと思います。

例えば、雇用は守らなくてもよいとか、売れ残りが出てもいいとか、条件が変更になればもうちょっと別の売り方もあったのかもしれませんが、今の条件の中では一応適正な手続は踏まえたんだと私は思っていますけれども。

○富山委員 ストレートに言うと、この案件は血も涙もなく雇用をぶった切っちゃっていいのであれば、おそらく不動産で売った方が高く売れるんですよ。不動産の場合は別にバルクで売る必要はなくて、個別売却をすれば、要するに一斉にドライオークションをかければいいので。

これは確か雇用に配慮をしようとなっていたのではなかったですか。だから、これは国会決議があるので、雇用を維持するというので、それは選択肢として選べなかったはずなので、その事業を維持する前提で売却していますから、これはだから不動産資産売却ではなくて、あくまでも旅館事業売却なんですよ。

仮に私が旅館事業売却をしろと言われたら、やっぱり多分ネットワークでセットで売るということを普通は考えるので、これはもちろんこれから設置される委員会で検証すればいいんだと思いますが、実際こういうふう一杯売ってきた立場からすると、割と普通に流れていってこうなったんだろうなという気はするんです。

ただ1つ問題点があるとすれば、そのプロセスがどこまで第三者から、要は最終的な株主は国民なので、国民からどれだけ分かりやすくなっていたかということと、それはある程度そのプロセスで外部に説明するような手続を事実上踏んでいたかどうかという透明性の問題はきつとあるんでしょうね。

多分技術論としては、これは民同士のオークションでやっているもので、必ず守秘義務契約を交わしているはずで、守秘義務契約の中に応札内容は原則として開示しない形になっているはずなんです。そうすると、それを今から開示させて外に見せようとする、ウエーバーをとらないと多分できなくて、もし仮に20社から入っていると、20社全部から多分ウエーバーをとって開示しないと不公平になってしまうので、一部だけやって一部だけやらないというのは、だから、そこは多分当事者はすごく苦勞しているんだろうなと想像します。

ただ、またウエーバーの中には実は免責条項が入っていて、大体守秘義務契約の、これは野村委員の専門領域だと思いますけれども、裁判所の命令とか行政監督省の命令があれば出していいことになっていますよね。だから、むしろそういう強制力が働いた方が開示はしやすいのかなというのと、検討委員会をつくらせれば、検討委員会限りということで多分開示するんでしょう、あれは。

○野村委員 そうしますよね。

○富山委員 だから、限定開示でやるのか、そういった要は公権力的な命令に基づいて開示するみたいな手続を踏まないと、中身の透明性は、今の段階からさかのぼってしまうと多分担保できないパターンですよ。だから、そこは後から思うと、もうちょっと配慮した方がよかったかなという感じがしますけれども。

○野村委員 冒頭おっしゃられたように、不動産で売るというのもありますけれども、事業譲渡でも雇用は切れるわけですよ、1つ1つちぎって雇用を全部外して、争えない形になりますね。だけど、もう今回は雇用付きで、いわば動いたまま、そのまま働いている人たちをくっつけてという話ですから、そういう意味では安くなるのはしようがないということはあると思うんですよ。

○富山委員 難しいですよ、雇用とのトレードオフがあるから。

チェリーピックすると、赤字物件に関してはもうやめてということでしょう、多分。赤字物件は不動産にして転売して、黒字物件だけ営業で残すというのが一番合理的になってしまうんですけど、これを現実に行おうとするとおめんどくさいですよ。勤めている人にすると、ただの運のいい、悪いだけでしょう。だって、一つの企業体でやっているにもかかわらず、たまたま赤字物件に勤めていた人はぱったり切られて、たまたま黒字物件の人は残るわけで、そういうことが起きるんですよ、こういう話は実際にやると。

○辻山委員 そういう意味では、検証してみればかなりきちっとしたものがわかると思いますので是非きちんとした検証をして欲しいと思います。

○富山委員 それは絶対やるべきだと思いますよね。

○田中委員長 そうですね。しかも、これからまたいろいろな売却物件が出てきますから、この際基準をつくっておいた方がいいですよ。

○富山委員 全く同感です。

○飯泉委員 やっぱり社会的にはかんぼの宿の以前の問題として、いわゆる社保庁などのああいった施設があったではないですか。あの時は、今出ている1万円とか10万円というものが乱発されたんですよ。実際には、それが逆に儲けに転じて、場合によっては今回も指摘をされる1万円がものすごい金額で逆に転売をされた。これは何かあるのではないかと。

だから、このものだけではなくて、それ以前の公がみんな民営化をしていった。そうしたものを踏まえた上で、どうあるべきかということのを正していかないと、過去の他の事例と比べられてきてしまうんですよ。ああいうものがあってもかかわらず、同じ轍をまた踏んでいるのではないかと。これが一番の世論になってくるので、そうしたものをまた踏まえておく必要

があると思いますね。

○富山委員 やっぱり透明性で衆人環視だと、あんまりめっちゃめっちゃできないんですよ。そうすると注目されていることが大事で、みんな無茶できないんですよ、みんなずっと見ているので。だから、そういうことはすごく大事なので、そこは多分反省点としてきっとあるんでしょうね。

あと、かんぽの宿の話で言うと、雇用の問題についてちょっと付言しておく、実際問題として、この辺も飯泉委員の方が詳しいと思いますけれども、やっぱりロケーションがものすごく田舎の雇用が厳しいところなので、現実問題としてああいうところで雇用を切っちゃうと大変ですよ。そこも、ちゃんと議論としては配慮しておかなければいけないところがあって、例えば地元で買い取って引き取ればいいではないかという議論はあるんですけども、大体経営の悪い場所というのは、もう既にその地域においては、客数に対して旅館自体が供給過剰になってしまっている場合が多いんですよ。そうすると、そういう状況で周りの旅館組合からすると、すごくそれについては消えてなくなってほしいというのが本音なんですよ。だから、そこは確かにもっと事実に基づいてちゃんと中身を調べてということがあった方がいいのかもしれないですね。

○田中委員長 ちょっと前までは、官業による民業圧迫と言っていた話の事例ですからね、これは。

○富山委員 典型的にそうですよ。だから、我々も旅館の再生をやっていて結構そう思ったケースが少なくないです。申し訳ないんですけど、ああいう赤字度外視でやっている所は消えてなくなってくれて。まともにぶつかったら絶対競争にならないですから。

○飯泉委員 ただ、歴史的に言うと、それを地元の自治体始め、みんなが誘致をしたのも事実ですよ。

○富山委員 そうなんですよ。だから、話がものすごく複雑。

○飯泉委員 そこは雇用という点と、やはり相乗効果というのを狙ってくると。だから、今回も実は一括で全部全国のかんぽの宿をやればよかったんですが、ばらばらだったんですね。だから、既に地元で引き取ったものもあるんですよ。徳島なんかもそうなんですけどね。徳島も2つ分かれていて、1つは地元が、しかも中山間地域で引き取ったんですよ。片方のいいところは今回セットでやっていこうとか、こうなるのでまたおかしくなってくる。

やっぱり地域としては、雇用を守るというのは一番なんですよ。

○野村委員 民営化のプロセスであるがゆえに慎重を期すべきだということは、まさにおっし

やるとおりだと思えるんですけども、やっぱりこの種の入札とかは、手続的な正義というものを外してしまうと世の中成り立たなくなってしまうところが根幹にあると思うんですね。そういう意味では慎重な手続を賦課することは必要かもしれませんが、結果でものを見るのは必ずしも望ましくないということだけは確認しておくべきではないかなというふうに思います。

○飯泉委員 逆に入札参加資格に、できればそういう欠格条項を入れておけばいいんです。

○富山委員 おっしゃるとおりで、客観的な欠格条項を入れればいいですよ。

○田中委員長 では、これも今まで出されたいろいろな意見を踏まえて書いた方がいいかもしれませんが、付記しておいてください。

○振角事務局長 最後に、野村委員から前回指摘されました金融二社のコンプライアンス、横領の話がありますので、それを説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○田中委員長 はい。

○小林事務局参事官 前回の委員会で野村委員からご質問がありました勤務者の不祥事防止のための取組について、効果が上がっているのかどうかということで、会社の方から受けた説明に沿ってご報告いたします。

まず、ゆうちょ銀行の方からですけれども、部内者犯罪の推移ですが、17年から20年と表面的にはやや減少しているように見えます。

しかし、これについて結果を申し上げますと、会社の方からヒアリングしてみましたけれども、判断を下すには時期尚早。もう少し事態の推移を見なければならぬであろうということでもあります。

その理由としましては、発生防止の取組、色々行っている訳ではありますが、窓口業務についての犯罪懸念につきましては、セキュリティカメラの整備などの努力をしておりますが、また現金検査の強化など内部監査をやっているんですけども、実はまだ郵便局すべてについて内部監査しておりません。一巡してみませんと本当に発覚していないんだろうかという疑念が会社の方からもございますので、一巡して監査してみるということと、また平成17年から3年分のチェックがかかっているわけですが、平成20年はまだ1年分のチェックしかかかっていないので、どうしても過去の発生年度の方が時間が経つにつれて発覚する確率が高いとすれば、過去の方が大きく出るという傾向があるということに注意が必要かと思っております。

ただ、会社としましては、セキュリティカメラの配備など、窓口事務についていろいろとチ

チェックをして早期発見の努力に努めておりますし、渉外事務におけます発生懸念につきましては、渉外担当者のみならず、その管理者がチェックするという努力もしておりますので、こういった努力で不祥事発生を防止したいという努力を続けたいということでございます。

続きまして、かんぽ生命の方ですけれども、これにつきましても表面的には17年から20年の下期まで減少しているように見えます。しかし、複数回犯行を行っている事案については、最初に犯行を行った時期に該当する年度に計上しているということで、保険契約ですと毎年、毎月保険料が入ってくるわけですけれども、それについて横領事件を行った場合に複数年度にそれぞれ1件ずつ計上しているわけではなくて、あくまでも最初に犯行を行った年度に計上していますので、どうしても前の方に数字が出てくるという傾向がございます。こういった注意点を考慮して見る必要があります。

また、保険契約につきまして、いざ保険金の支払い時点になってやっと不祥事が発覚するということがございますけれども、保険契約ではどうしても保険料の支払いと保険金の支払いについて、どうしてもラグがございます。保険金をいざ払う時期になってやっと犯罪が発覚することもございますので、どうしても発生から発覚まで時間がかかるケースがかなりございますので、保険契約の場合はちょっとそういう点も考慮しなければいけないということで、これも会社の方に聞いてみましても、まだこれがすべて発覚したものかどうかわからないということなので、ちょっと判断を下すには時期尚早だということでございます。

ただ、キャッシュレス化の努力、あるいは保険金を支払う時には様々なチェックがかかるように会社としても努力しておりますので、こういった努力の結果、不祥事件の防止に努めたいということでございました。

簡単ではございますけれども、前回の委員会での野村委員からのご質問についての回答は以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

○野村委員 おそらく上場に向けて、やはりかつてからよく報道されていて、郵便局における横領事犯は多いというふうにはややレッテルを張られていたところがあるので、それを払拭する努力というのを前面に出していかないと、それこそいきなり監理ポストという話がなきにしもあらずというような気がします。

その時に、やはり牽制が効いていないという問題が1つあって、過去ですけれども、郵便局長さんが自分の家計のお金の回りと郵便局のお金の回りが渾然一体となってしまうというような事例で、最後に勘定を合わせればいいというような、そういう状況に陥ってしまっ

いる方が仮にあったとしても、それを発見したり牽制したりするような仕組みというものがなくて、それは最後の計算が合えばいいという話になりかねないという部分が1つあると思います。

それからもう一つは、銀行が一般的に世界的にもそうですけれども、とにかく横領が起りやすいのが、それはビジネスモデルとしてはしようがないんですけれども、だからこそお金に触らせないようにするという方向にずっと向かってきているわけなんです、やや技術的な対応が遅れているというところがあるのかなというふうに思います。

ですから、そういったようなところをより一層推進していただくようお願いしたいと思います。

○小林事務局参事官 特に郵便局長を含めまして、この手のうちよ関係の担当者につきましては休暇を1週間以上とらせるとか、そういった努力をやって早期発見の努力もやっておりますので、野村委員のそういうご意見につきましては、会社の方の努力につながるように伝えさせていただきます。

○野村委員 長期連続休暇は銀行はみんなやっていますけれども、休む日を自分で決めさせると何の効果もありませんので、抜き打ちで休ませないといけませんので。でないと、単なる1週間の休暇になってしまいますから。

○田中委員長 よろしいですか。

それでは以上をもちまして、郵政民営化委員会第53回会合を閉会いたします。

なお、日程につきましては、別途事務局からご案内いたします。

本日の委員会の模様につきましては、この後、事務局からブリーフィングをいたします。

本日はどうもありがとうございました。